

○周南市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）に係る事務処理要領

令和4年4月1日施行

周南市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）に係る事務処理要領

（趣旨）

第1条 この要領は、食料の生産基盤である優良農地の確保と有効利用の促進を図るため、周南市農業委員会（以下「委員会」という。）が、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第30条第1項の規定に基づき、毎年1回実施する委員会の区域内にある農地の利用の状況についての調査及び併せて実施する農地パトロール（以下これらを「農地パトロール（利用状況調査）」という。）について、法令、「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）の農地法の運用について第3の1の規定、遊休農地に関する措置の状況に関する調査要領について（令和3年6月14日付け3経営第823号・3農振第713号農林水産省経営局農地政策課長・農村振興局農村政策部農地政策課長連名通知）の規定その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（実施時期）

第2条 毎年8月頃を農地パトロール（利用状況調査）の実施時期として設定する。

（実施の対象及び内容）

第3条 農地パトロール（利用状況調査）は、全ての農地を対象として、委員会の委員（以下「委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を中心に、必要に応じて委員会の事務局（以下「事務局」という。）の職員が同行し、又は市の関係部署の職員、地域の農業事情に精通した者、農業団体等の協力を得て実施する。

2 農地パトロール（利用状況調査）の実施に当たっては、主に次に掲げる事項を行う。

（1）遊休農地（法第32条第1項各号のいずれかに該当する農地をいう。以下同じ。）及び遊休農地になるおそれのある農地（法第33条第1項に規定する耕作の事業に従事する者が不在となる、又は不在となることが確実と認められる農地をいう。以下同じ。）の把握

- (2) 再生利用が困難な農地(既に森林の様相を呈する、その他の状況により農業上の利用の増進を図ることが見込まれない土地(廃止前の荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領(平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知)7②に規定するB分類(再生利用が困難と見込まれる荒廃農地)と同義である。)をいう。以下同じ。)の把握
- (3) 法の許可又は届出案件の履行状況の確認
- (4) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)による利用権設定その他農地の履行状況の確認
- (5) 農地の違反転用(法第4条又は法第5条に定める農地又は農地等の転用の制限に違反する行為をいう。以下同じ。)の早期発見
- (6) 相続税又は贈与税の納税猶予制度の適用を受けている農地(以下「納税猶予適用農地」という。)の利用状況の確認
- (7) 仮登記農地の利用状況の確認
- (8) 営農型発電設備(太陽光パネル等)の設置に係る農地についての適切な営農状況の確認
- (9) 独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)、廃止前の農業者年金基金法(昭和45年法律第78号)その他関係法令の規定による農業者年金事業の特定処分対象農地又は加算対象農地の利用状況の確認
- (10) 過去の調査において既に荒廃農地と区分されている農地の再生状況及び再生後の利用状況の確認
- (11) 開墾その他の行為により新たに農地となったものの発見  
(趣旨の徹底)

第4条 委員会は、農地パトロール(利用状況調査)の実施にあたっては、事前準備その他の十分な検討を行い、調査する内容、調査の方法等を記載した実施年度の手引を作成の上、参加者を集めた説明会を開催し、趣旨や実施方法等についての意思統一を図って実施するものとする。

(事前準備)

第5条 委員会は、農地パトロール(利用状況調査)を実施する際は、区域を区切って地区担当の推進委員又は委員を定める。

2 事務局は、農地パトロール(利用状況調査)の対象区域の農地台帳(法第52条の

2 第1項に規定する農地台帳をいう。)の情報の出力、これまで実施した調査結果の一覧表、地図その他調査に必要なものをあらかじめ準備する。

(調査結果の整理等)

第6条 委員会は、農地パトロール(利用状況調査)終了後は、委員、推進委員等による報告・検討会を開催し、現状と課題を整理するとともに、事後手続の対応について協議する。

2 第3条第2項に掲げる事項については、次のとおり対応するものとする。

(1) 遊休農地(遊休農地になるおそれのある農地を含む。以下同じ。)については、周南市農業委員会遊休農地の利用意向調査等に係る事務処理要領(令和4年4月1日施行)に基づいて事務処理を行う。

(2) 再生利用が困難な農地については、周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領(令和3年10月1日施行)に基づいて事務処理を行う。

(3) 違反転用の農地については、周南市農業委員会違反転用に対する措置に関する要綱(令和4年周南市農業委員会要綱第2号)に基づいて事務処理を行う。

(4) 納税猶予適用農地については、遊休農地となっていること、違反転用の事実を発見した場合及び法第36条第1項に規定する農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「中間管理法」という。)第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。)による農地中間管理権(中間管理法第2条第5項に規定する農地中間管理権をいう。)の取得に関する協議の勧告をした場合は、遅滞なく、当該農地等の所在地の所管税務署長に通知する。

(5) 前各号を除くものについては、それぞれ所要の対応をするものとする。

(広報)

第7条 委員会は、農地パトロール(利用状況調査)を実施するときは、あらかじめ市ホームページ、市広報等により周知するものとする。

(連絡・調整)

第8条 委員会は、農地パトロール(利用状況調査)の実施にあたっては、山口県農業会議及び山口県並びに庁内関係部署と密接な連携及び調整を図る。

(その他)

第9条 この要領の施行に関し必要な事項は、委員会の事務局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年2月10日から施行する。